

秋田市公立大学法人評価委員会の業務内容（素案）

項 目	業 務 内 容	根 拠
○市長が承認等する際に評価委員会の意見を聴くもの	業務方法書	・法人が作成した業務方法書の許可をしようとする際の意見 法第22条第3項
	中期目標	・市長が中期目標を定め、又は変更しようとする際の意見 法第25条第3項
	中期計画	・法人が作成した中期計画の認可をしようとする際の意見 法第26条第3項
	中期目標期間終了時	・市長が、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方など業務全般にわたる検討を行う際の意見 法第31条第2項
	財 務 関 係	・財務諸表を承認しようとする際の意見 法第34条第3項
		・毎事業年度の残余の額を、翌事業年度の中期計画で定める剰余金の使途に充てることを承認しようとする際の意見 法第40条第5項
		・中期目標期間最後の事業年度にかかる積立金を、次期中期目標期間の財源に充てることを承認しようとする際の意見 法第40条第5項
・法人が短期借入金の限度額を超えて短期借入をすることを認可しようとする際の意見 法第41条第4項		
・法人が短期借入金を当該事業年度内で償還できないとき、借り換えることを承認しようとする際の意見 法第41条第4項		
・法人が条例で定める重要な財産を処分することを認可しようとする際の意見 法第44条第2項		
○法人の業務実績に関する評価	・各事業年度に係る業務の実績に関する評価 法第28条第1項	
	・中期目標期間における業務の実績に関する評価 法第30条第1項	
		※認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる 法第79条
	・法人に対する評価結果の通知及び業務運営の改善その他の勧告 法第28条第3項 法第30条第3項	
	・法人に対する評価結果の通知に係る事項・勧告内容を市長に報告し、公表 法第28条第3項 法第30条第3項	
○市長への意見の申し出	・法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に関する意見の申し出 法第56条	